

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号：32643

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03143

研究課題名(和文) 戦間期における国際海洋法の形成に対する British View の影響と妥当性

研究課題名(英文) The Influence and Validity of the British View over the Development of the International Law of the Sea in the Inter-War Period

研究代表者

喜多 康夫 (KITA, Yasuo)

帝京大学・法学部・准教授

研究者番号：80307206

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)： 戦間期に至るまで英国は領海3海里主義以外については意図的に曖昧な原則のままにしていた。しかし、1923年帝国会議の準備の過程で英国政府内部と帝国全体の国際海洋法政策を形成するに至り、1930年国際法典編纂会議での領海に関する第2委員会報告の受容で英国の国際海洋法観は完成する。ただ、それは海軍省内部からも疑問が呈されるほど当時の領海の国際海洋法から乖離していた。

本研究においては、特に「地峡の挟間」(inter fauces terrae)と呼ばれる湾、基線、島、接続水域の問題に関する英国の国際海洋法観の形成過程を、1930年国際法典編纂会議とノルウェーとの漁業紛争を踏まえて分析した。

研究成果の概要(英文)： The UK government adhered to the three-mile limit, but they intentionally left their view vague for the freedom of high seas. It was for the 1923 Imperial Conference and the 1930 Conference for the Codification of International Law that they formulated their detailed view on the international law of territorial waters. The British view was actually introduced into the codification work through Cecil Hurst, a member of the Preparatory Committee. Consequently, the UK officials were satisfied with the Report of the Second Committee on Territorial Sea. Even a member of the Admiralty, however, was concerned that this Report reflecting the British view too much would not be accepted by other States.

This research project clarified the formation process of the British view on the legal status of bays including inter fauces terrae, base-line, islands, and contiguous zone, in the context of the 1930 Conference for the Codification of International Law and Anglo-Norwegian fishery dispute.

研究分野：国際法学

キーワード：国際海洋法 英国政府 国際法の法典化 ノルウェー漁業事件

1. 研究開始当初の背景

(1) 英国は国際海洋法の発展に大きな影響を与えてきたが、第1次世界大戦に至るまでは、その国際海洋法観は海軍の行動の自由を確保するために意図的に曖昧なままにされていた。

しかし、戦間期において国際連盟の国際法典化活動が活発になった。国際法の法典化に対応するために、英国政府はその詳細な国際海洋法観である British view を戦間期に形成することとなった。すなわち、公海の自由と船舶の通航権の最大限の尊重、3海里規則の絶対性、(低潮線規則と円弧包絡線手法などの)詳細かつ機械的に適用可能な規則の徹底化、湾(湾口10海里規則と歴史的湾)などの「例外事情」の厳格化である。これは戦間期における「狭い領海と広い公海」の代表的見解であるが、特に と については戦間期に形成されたものである。

(2) 戦間期で British view が形成されたことを踏まえると、英国とノルウェーが争ったノルウェー漁業事件に関する国際司法裁判所の判決が「司法立法」(judicial legislation)であるという一般的な理解が正しいのかどうか再検討する必要がある。なぜなら、上記判決が「司法立法」であるという見解は British view に基づくものであるが、British view が戦間期で作られたものであるとすれば、ノルウェー漁業事件判決を「司法立法」とする理解が当時の海洋の慣習国際法の発展を適切に理解したものであるかどうか疑問が生じるからである。

(3) 仮に漁業事件判決が「司法立法」ではなく、海洋の慣習国際法に関する正当な法宣言判決であったとすれば、1930年国際法典編纂会議から1958年ジュネーブ海洋法会議に至るまでの国際海洋法の発展に関する歴史的な理解も修正が必要となる。すなわち、通説的な理解では、国際法典編纂会議もジュネーブ国連海洋法会議も既存の慣習国際法の法典化作業であるとされ、「司法立法」としてのノルウェー漁業事件判決で示された直線基線や低潮高地に関する規則は立法論的に導入されたとされる。しかし、ノルウェー漁業事件判決が当時の慣習国際法に関する正当な法宣言判決であると理解する場合には、直線基線や低潮高地に関する規定はむしろ慣習国際法の成文化であるということになる。このように戦間期から戦後にかけての国際海洋法の発展過程の理解が変わる可能性があり、海洋の慣習国際法と、1958年ジュネーブ海洋法4条約及び1982年国連海洋法条約の関係に関する理解も変わりうるのである。

2. 研究の目的

(1) 戦間期において英国の国際海洋法観である British view がどのように形成されてい

ったかを検討することを目的とした。

(2) 上記の検討を通じて、戦間期における海洋の慣習国際法の発展過程を再検討することも本研究の目的とした。

3. 研究の方法

(1) 上記の研究の目的を達成するために本研究では、英国国立公文書館(The National Archives of the United Kingdom)で英国外務省条約課の FO 372 Series を中心に英国外務省内の国際海洋法政策の形成過程を調査した。

(2) また、1930年国際法典編纂会議に関する国際連盟内の史料を国際連盟公文書館(The League of Nations Archives)で調査した。また、同じく1930年国際法典編纂会議と英国・ノルウェー漁業紛争に関する史料をノルウェー国立公文書館(Arkivverket)で調査した。

4. 研究成果

今回の研究の主な成果として、得られた知見は以下のとおりである。

(1) 1922年にノルウェーが関税法を10海里にまで拡張しようとした際に、ノルウェー政府関係者は英国の関税統合法やカナダなどの自治領(Dominion)の関税法などを先例として引用した。そのため、英国の政府法務官(Law Officers of the Crown)たちは、1876年関税統合法などは領水外の外国船舶に対する管轄権の主張を含まないと判断し、その旨をノルウェー政府に伝えた。このことは自治領政府にも伝えられたが、特にカナダが冷淡な反応を示したことに危機感を覚えた海軍省は1923年帝国会議の場において大英帝国全体の国際海洋法政策を統一することを希望した。そこで、外務省の提案もあり、帝国会議決議案を作成する省庁間委員会が作られた。

しかし、この省庁間委員会の会議で明らかになったことは、英国政府内でも領海3海里主義の例外について意見が一致していなかったということである。海軍省や外務省は湾口にひく直線基線の距離的限界として、湾口6海里規則を主張した。他方で、スコットランド庁は、スコットランド漁師による沿岸漁業を守るために湾口10海里規則を強硬に主張し、イングランド漁師によるスコットランド沖漁業の権益を守りたい農業水産省と激しく対立した。結局、湾口10海里規則は条約交渉で譲歩する際の規則として位置づけられた。すなわち、1923年の段階では英国政府も、湾口10海里規則は一般国際法の規則として確立していなかったと理解していたのである。また島の地位について、領水を持つ島を限定したい海軍省とアナ事件判決を重視する外務省との間でも対立があった。このような対立はとりあえず棚上げにされ

て、省庁間委員会報告書が用意された。1923年帝国会議ではさしたる議論もなく省庁間会議で作られた決議案が採択され、大英帝国としての国際海洋法政策が統一されることとなった。この点、領海3海里主義の例外として、帝国全体において内水として扱われるべき領域の入り江 (territorial inlets) についてリストを作成することとなった。

(2) 1923年帝国会議決議に基づいて、英国本土でも領域的入り江のリストを作成することとなった。特に問題となったのがプリストル海峡 (Bristol Channel) の法的地位であった。プリストル海峡は長年にわたって英国臣民から英国の内水として理解されていた海域であったが、海軍省はプリストル海峡にも厳格に湾口6海里規則の適用を求めた。これに対して、1859年のカニンガム事件を重視する内務省は海軍省に反対した。そのため、省庁間委員会でプリストル海峡の法的地位について検討し、プリストル海峡に湾口10海里規則を適用することを1924年6月に決定した。しかし、自治領政府がまだ領域的入り江について本国政府にリストを提出していなかったため、その公表は控えていた。

1926年3月にプリストル海峡において英国籍船舶のコーニッシュ・コースト号 (Cornish Coast) とイタリア籍船舶のファガーネス号 (Fagernes) が衝突し、前者は破損し、後者は沈没した。問題は船舶の衝突海域であった。すなわち、プリストル海峡の両海岸の距離が約20海里の海域であった。コーニッシュ・コースト号の船主は、管轄外令状通知執行許可を得てファガーネス号の船主であるイタリアの海運会社を訴えた。被告であるイタリアの海運会社がその裁判所の許可の取り消しを求めたのがファガーネス号事件である。被告はその理由の1つとして衝突事故海域がイギリスの領水外であることを主張した。第1審判決はプリストル海峡内での衝突海域を「地峡の挟間 (*inter fauces terrae*) として、上記の裁判所の許可を是認した。

このファガーネス号事件に英国政府関係者は関心を示した。特に海軍省は、1924年6月の省庁間委員会での決定を強硬に主張した。外務省と内務省は海軍省よりも慎重な立場をとり、プリストル海峡への湾口10海里規則の適用の法制化は見送られた。

控訴審では法務長官 (Attorney-General) の意見が求められた。法務長官は、湾に関する国際法規則は存在せず、裁判所は判断すべきではないとの意見を提出した。その上で「衝突事故の起こった海域は英国の領域主権の範囲内にはない」との内相の見解も伝えた。法務長官の意見も踏まえて、控訴審は裁判所の管轄権を否定し、イタリアの海運会社の勝訴となった。「地峡の挟間」と「王の海域」 (King's Chambers) はともに直線基線に関わるものであり、ノルウェー漁業事件では英国の国家実行としての「地峡の挟間」と「王の

海域」の妥当性が争われることになるが、この1926年のファガーネス号事件控訴審判決で初めて1604年に設定された「王の海域」の失効が正式に認められたことになる。言い換えれば、英国が自国沿岸への直線基線の適用を湾口10海里までに正式に限定するようになったのは1926年の本件以降ということになる。

(3) 国際法典編纂会議が1930年に開催されることになったため、英国政府も省庁間委員会を1926年9月に再設立することとなった。また英国外務省法律顧問であったハースト (Cecil Hurst) が国際法典編纂会議の準備委員の1人に選ばれた。そのため、英国政府の省庁間委員会の委員長を務めるハーストが国際法典編纂会議での条約草案に影響力を持つこととなった。ハーストの議事運営のもとで論点表 (Schedule of Points) に関する英国政府の回答が作成された。しかし、1929年にハーストが常設国際司法裁判所判事に就任したため、大蔵事務弁護士 (Treasury Solicitor) であったグワイヤ (Maurice Gwyer) が省庁間委員会の委員長に就任し、会議の叩き台となる基礎案 (Bases of Discussion) に関する英国政府の見解をまとめた。

国際法典編纂会議で領水を取り扱った第2委員会では、領海の幅員に関して各国の意見が一致せず、条約の締結には至らなかった。しかし、英国政府関係者たちは第2委員会報告にはおおむね満足で、もう少し時間があれば領海条約は締結できたと考えていた。こうして、英国政府はハーストを通じて British view が反映された第2委員会報告を受け入れるに至ったのであるが、これがノルウェーとの漁業紛争における英国の主張の基盤となった。

(4) 他方で、ノルウェーも自国の国際海洋法観である Norsk Utsikt にこだわった。すなわち、漁業権など沿岸国の利益重視、4海里 (1 リーグ) 規則の絶対性、沿岸国の歴史的実行の重視、すべての海域での沿岸国の自由な裁量の強調である。このノルウェーの国際海洋法観は英国の国際海洋法観とは正反対のものであった。

国際法典編纂会議前の1926年には、ノルウェー政府は英国政府と二国間領海条約の締結交渉を行い、妥結に至りそうであったが、ノルウェー議会がこれを拒否した。この時が英国とノルウェーが一番妥協できる可能性があった時であったが、ノルウェーはこれ以降は Norsk Utsikt に固執することになる。

国際法典編纂会議についてはノルウェーも積極的に関与した。ノルウェーは自国の見解を議会への報告書として1927年にまとめたが、それを国際連盟事務局に提出し、英語と仏語に翻訳することを求めた。国際法典編纂会議の準備委員であったハーストが翻訳の妥当性について疑義を呈した結果、ノルウ

エーの目論見は挫折するが、この報告書は後に英語書籍として出版されるに至っている。

また国際法典編纂会議において、ノルウェーはスウェーデンとともに直線基線に関する提案を出すなど積極的であった。しかし、湾や基線などを扱った第2委員会第2分科会ではノルウェー代表は自国の立場に固執するあまり第2分科会での議論が進まない一因ともなった。

こうして国際法典編纂会の失敗もあり、英国とノルウェーはお互いの国際海洋法観をすり合わせる機会を失った。英国とノルウェーの国際海洋法観の対立は、ノルウェーの1935年勅令の制定による漁業紛争へと発展していき、最終的にはノルウェー漁業事件として国際司法裁判所で争われることになるのである。

(5)以上で得られた研究成果は、今後、英語著作または邦語著作して順次発表していきたいと考えている。また今後の展望としては、英国の国際海洋法政策全般の歴史研究へと発展させていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

Yasuo Kita, 'The Authority of the Legal Advisers to the UK Foreign Office in the Development of the International Law of Territorial Waters, 1923-1958' 『帝京法学』第31巻1・2合併号(2018年) pp. 59 - 73. 査読なし

〔学会発表〕(計6件)

喜多 康夫「戦間期における帝國的海洋秩序の維持の試みと瓦解過程(II) Inter fauces terrae と直線基線」非公式帝国研究会(帝京大学箱根セミナーハウス)2017年12月16日

喜多 康夫「戦間期における帝國的海洋秩序の維持の試みと瓦解過程(1) 領域的入り江の問題を中心に」非公式帝国研究会(同志社大学)2017年10月1日

喜多 康夫「戦間期における英国の国際海洋法観(the British View)の形成過程 国際海洋法の発展を再検討する手掛りとして」国際法研究会(京都大学)2017年2月4日

喜多 康夫「英国政府の国際司法裁判所規程の選択条項受諾宣言における留保の変遷」非公式帝国研究会(クロス・ウェブ幕張)2016年10月15日

Yasuo Kita, 'The Authority of the Legal Advisers to the UK Foreign Office to Develop the International Law of Territorial Sea, 1923-1958', The 25th Annual SLS (Society of Legal Scholars) and BIICL (British Institute of International and Comparative Law) Conference on Theory and International Law: Beyond our comfort zone? Situating the authority of international lawyers, institutions, & other international actors (BIICL, Charles Clore House, London) 25 April 2016

喜多 康夫「1920年代における Bristol Channel の法的地位と Fagernes 号事件」国際法研究会(京都大学)2015年12月2日

〔図書〕(計1件)

A Zider & J-P Gauci (eds), *The Role of the Legal Adviser in International Law*, xviii + 390 pp. Publisher: Brill, 2016.

担当箇所: Yasuo Kita, 'Chapter 9: The Legal Advice System of the Ministry of Foreign Affairs of Japan: Between Legal Advisers and Foreign Policy Makers', pp. 128 - 147.

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

喜多 康夫 (KITA, Yasuo)
帝京大学・法学部・准教授
研究者番号: 32643

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者 ()

研究者番号：

(4)研究協力者 ()